

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)											新条文 (令和3年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改訂理由				
1	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編					
1	1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則					
1	1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則					
1	1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義					
2	1	1	1	2	19	1	19	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。	1	1	1	2	19	1	19	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。	押印等の見直しに伴う規定の変更。				
2	1	1	1	2	22	1	22	書面とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものと及び新潟県CALSシステム上で決裁処理された電磁的記録を有効とする。	1	1	1	2	22	1	22	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、新潟県CALSシステム上で決裁処理された電磁的記録を有効とする。ただし、やむを得ず、新潟県CALSシステムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	押印等の見直しに伴う規定の変更。				
3	1	1	1	3	0	1	1-1-1-3	設計図書の照査等	1	1	1	3	0	1	1-1-1-3	設計図書の照査等					
3	1	1	1	3	1	1	1	受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、受注者が備えなければならない。	1	1	1	3	1	1	1	受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、受注者が備えなければならない。	測量・設計・調査業務標準仕様書と表現を統一。				
5	1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事用地等の使用	1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事用地等の使用					
5	1	1	1	9	2	1	2	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	1	1	1	9	2	1	2	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	構造物掘削等に伴う借地には、発注者の負担により借地する範囲もあることから規定に追記。				
6	1	1	1	12	0	1	1-1-1-12	施工体制台帳及び施工体系図	1	1	1	12	0	1	1-1-1-12	施工体制台帳及び施工体系図					
6	1	1	1	12	1	1	1	1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成するものとし、下請負人の商号または名称、下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を工事現場に備えとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	12	1	1	1	1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、下請負人の商号または名称、下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を工事現場に備えとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。	施工体制台帳の作成等についての改正にともなう				
6	1	1	1	12	3	1	3	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。なお、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）	1	1	1	12	3	1	3	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）	監理技術者補佐制度の施行開始にともなう				
7	1	1	1	16	0	1	1-1-1-16	工事の一時中止	1	1	1	16	0	1	1-1-1-16	工事の一時中止					
7	1	1	1	16	3	1	3	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	1	1	1	16	3	1	3	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について(H28.3.14)及び本省版ガイドラインでは、「発注者に提出し協議する」と記載				
9	1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	建設副産物	1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	建設副産物					
9	1	1	1	21	6	1	6	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	1	1	1	21	6	1	6	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。	実施書は「発注者に提出」と記載されているが、他項は「監督職員に提出」と記載されている				
12	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	施工管理	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	施工管理					

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)													
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編章節条	項	項以下	改訂理由	
12										1	1	1	30	8	1	8							受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(国土交通省 大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月28日)に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。(出典先確認すること)
12	1	1	1	33	0	1	1-1-1-33			1	1	1	33	0	1	1-1-1-33							工事中の安全確保
12	1	1	1	33	1	1				1	1	1	33	1	1								受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示、令和元年9月2日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
13										1	1	1	33	2	1	2							受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省 告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。
13	1	1	1	33	2	1				1	1	1	33	3	1	3							受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
13	1	1	1	33	3	1				1	1	1	33	4	1	4							受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
13	1	1	1	33	4	1				1	1	1	33	5	1	5							受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
13										1	1	1	33	6	1	6							受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。
13	1	1	1	33	5	1				1	1	1	33	7	1	7							受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
13	1	1	1	33	6	1				1	1	1	33	8	1	8							受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、板囲、ロープ、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
13	1	1	1	33	7	1				1	1	1	33	9	1	9							受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
13	1	1	1	33	8	1				1	1	1	33	10	1	10							受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を施工計画書に記載するとともに実施し、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする
13	1	1	1	33	9	1				1	1	1	33	11	1	11							受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月あたり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。
13	1	1	1	33	10	1				1	1	1	33	12	1	12							受注者は、安全の確保に必要な責任者や安全活動の方針、工事の内容に応じた安全教育及び安全教育訓練等の具体的な計画等を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)											新条文 (令和3年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由				
13	1	1	1	33	11	1	11	受注者は、各種の安全確保に関する活動記録や安全教育および安全訓練等の実施状況についてのビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管する。また、監督員から請求があった場合は保管している資料を直ちに提示するものとする。	1	1	1	33	13	1	13	受注者は、各種の安全確保に関する活動記録や安全教育および安全訓練等の実施状況についてのビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管する。また、監督員から請求があった場合は保管している資料を直ちに提示するものとする。	軽微な修正 (番号)				
14	1	1	1	33	12	1	12	受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	1	1	1	33	14	1	14	受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	軽微な修正 (番号)				
14	1	1	1	33	13	1	13	受注者は、工事現場が隣接したまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	1	1	1	33	15	1	15	受注者は、工事現場が隣接したまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	軽微な修正 (番号)				
14	1	1	1	33	14	1	14	監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	33	16	1	16	監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	軽微な修正 (番号)				
14	1	1	1	33	15	1	15	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	33	17	1	17	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	軽微な修正 (番号)				
14	1	1	1	33	16	1	16	受注者は、施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。	1	1	1	33	18	1	18	受注者は、施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。	軽微な修正 (番号)				
14	1	1	1	33	17	1	17	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。	1	1	1	33	19	1	19	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。	軽微な修正 (番号)				
14	1	1	1	33	18	1	18	受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。	1	1	1	33	20	1	20	受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。	軽微な修正 (番号)				
14	1	1	1	33	19	1	19	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	1	1	1	33	21	1	21	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	軽微な修正 (番号)				
14	1	1	1	33	20	1	20	受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。	1	1	1	33	22	1	22	受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。	軽微な修正 (番号)				

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改訂理由		
18	1	1	1	39	4	1	4	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正 内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	39	5	1	5	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正（修正）		
19	1	1	1	39	5	1	5	発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	1	1	1	39	6	1	6	発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	軽微な修正（番号）		
19	1	1	1	39	6	1	6	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	1	1	1	39	7	1	7	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	軽微な修正（番号）		
19									1	1	1	39	8	1	8	受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	新規追加		
19	1	1	1	39	7	1	7	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	1	1	1	39	9	1	9	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	軽微な修正（番号）		
19	1	1	1	39	8	1	8	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	1	1	1	39	10	1	10	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	軽微な修正（番号）		
19	1	1	1	39	9	1	9	受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	1	1	1	39	11	1	11	受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	軽微な修正（番号）		
19	1	1	1	39	10	1	10	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	1	1	1	39	12	1	12	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	軽微な修正（番号）		
19	1	1	1	39	11	1	11	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。	1	1	1	39	13	1	13	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。	軽微な修正（番号）		
19	1	1	1	39	12	1	12	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	39	14	1	14	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	軽微な修正（番号）		
20	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	諸法令の遵守	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	諸法令の遵守	軽微な修正（番号）		
20	1	1	1	41	1	6	(4)	労働基準法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	41	1	6	(4)	労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号）	諸基準類の改定に伴う修正		
20	1	1	1	41	1	10	(8)	雇用保険法（令和2年3月改正 法律第14号）	1	1	1	41	1	10	(8)	雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）	諸基準類の改定に伴う修正		
20	1	1	1	41	1	12	(10)	健康保険法（令和2年3月改正 法律第8号）	1	1	1	41	1	12	(10)	健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	諸基準類の改定に伴う修正		
21	1	1	1	41	1	16	(14)	道路法（令和2年5月改正 法律第31号）	1	1	1	41	1	16	(14)	道路法（令和3年3月改正 法律第9号）	諸基準類の改定に伴う修正		
21	1	1	1	41	1	17	(15)	道路交通法（令和2年6月改正 法律第42号）	1	1	1	41	1	17	(15)	道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）	諸基準類の改定に伴う修正		
21	1	1	1	41	1	18	(16)	道路運送法（平成元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	41	1	18	(16)	道路運送法（平成2年6月改正 法律第36号）	諸基準類の改定に伴う修正		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
40	1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート	1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート			
40	1	3	5	2	0	1	1-3-5-2	材料の貯蔵	1	3	5	2	0	1	1-3-5-2	材料の貯蔵			
40	1	3	5	2	3	1	3	受注者は、 ゴミ 、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	1	3	5	2	3	1	3	受注者は、 ごみ 、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。			
40	1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ			
40	1	3	5	4	2	1	2. 材料の計量		1	3	5	4	2	1	2. 材料の計量				
41	1	3	5	4	2	6	(4)	連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	1	3	5	4	2	6	(4)	連続ミキサー ー を使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。		JIS名称変更 (ミキサー)	
41	1	3	5	4	2	7		その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。	1	3	5	4	2	7		その計量値の許容差は、ミキサー ー の容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。			
41	1	3	5	4	2	8		なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などにに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。	1	3	5	4	2	8		なお、受注者は、ミキサー ー の種類、練混ぜ時間などにに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。			
42	1	3	5	4	2	11	(6)	受注者は、各材料を、 一練り分ずつ重量 で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。	1	3	5	4	2	11	(6)	受注者は、各材料を、 一バッチ分ずつ質量 で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、 表1-3-2に示した許容差内である場合には 、容積で計量してもよいものとする。		諸基準類の改定にともなう	
42	1	3	5	4	2	12		なお、 一練り の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	1	3	5	4	2	12		なお、 一バッチ の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。			
42	1	3	5	4	3	1	3. 練混ぜ		1	3	5	4	3	1	3. 練混ぜ				
42	1	3	5	4	3	2	(1)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。	1	3	5	4	3	2	(1)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサー ー または連続ミキサー ー を使用するものとする。		JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサー ー の練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサー ー の練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。		JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。	1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー ー 第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー ー 第2部：練混ぜ性能試験方法) に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサー ー を使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。		JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	5	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。 やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。	1	3	5	4	3	5	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。 やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサー ー を用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサー ー を用いる場合1分とするものとする。		JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	8	(6)	受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー内に新たに材料を投入してはならない。	1	3	5	4	3	8	(6)	受注者は、ミキサー ー 内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー ー 内に新たに材料を投入してはならない。		JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	9	(7)	受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。	1	3	5	4	3	9	(7)	受注者は、使用の前後にミキサー ー を清掃しなければならない。		JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	10	(8)	ミキサーは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	1	3	5	4	3	10	(8)	ミキサー ー は、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。		JIS名称変更 (ミキサー)	
42	1	3	5	4	3	11	(9)	受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。 なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とする。	1	3	5	4	3	11	(9)	受注者は、連続ミキサー ー を用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。 なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー ー 部の容積以上とする。		JIS名称変更 (ミキサー)	
46	1	3	7	0	0	1	鉄筋工		1	3	7	0	0	1	鉄筋工				
48	1	3	7	4	0	1	1-3-7-4	組立て	1	3	7	4	0	1	1-3-7-4	組立て			

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
55	1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造		1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造		
55	1	3	13	3	4	1	4. 練混ぜ			1	3	13	3	4	1	4. 練混ぜ			
55	1	3	13	3	4	3	(2)	受注者は、強制練りバッチミキサを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。		1	3	13	3	4	3	(2)	受注者は、強制練りバッチミキサ ー を用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	JIS名称変更 (ミキサー)	
55	1	3	13	3	4	10	(5)	受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを付着させなければならない。		1	3	13	3	4	10	(5)	受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサ ー にモルタルを付着させなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)	
56	1	3	13	3	5	1	5. ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理			1	3	13	3	5	1	5. ミキサ ー 、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理		JIS名称変更 (ミキサー)	
56	1	3	13	3	5	2	(1)	受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。		1	3	13	3	5	2	(1)	受注者は、ミキサ ー 及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)	
56	1	3	14	0	0	1	第14節	プレパックドコンクリート		1	3	14	0	0	1	第14節	プレパックドコンクリート		
57	1	3	14	2	0	1	1-3-14-2	施工機器		1	3	14	2	0	1	1-3-14-2	施工機器		
57	1	3	14	2	1	1	1. 施工機械			1	3	14	2	1	1	1. 施工機械			
57	1	3	14	2	1	2	(1)	受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。		1	3	14	2	1	2	(1)	受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサ ー を使用しなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)	
57	1	3	14	3	0	1	1-3-14-3	施工		1	3	14	3	0	1	1-3-14-3	施工		
57	1	3	14	3	5	1	5. 練混ぜ			1	3	14	3	5	1	5. 練混ぜ			
57	1	3	14	3	5	2	(1)	受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。		1	3	14	3	5	2	(1)	受注者は、練混ぜをモルタルミキサ ー で行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)	
57	1	3	14	3	5	4	(3)	受注者は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。		1	3	14	3	5	4	(3)	受注者は、モルタルミキサ ー 1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)	
59	2	0	0	0	0	1	第2編	材 料 編		2	0	0	0	0	1	第2編	材 料 編		
62	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料		2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料		
80	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料		2	2	8	1	0	1	第8節	瀝青材料		
82	2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤		2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤		
82	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正 政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正 政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改正にともなう	
84	2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線		2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線		
85	2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識		2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識		
85	2	2	12	1	0	25	(4)	反射シート		2	2	12	1	0	25	(4)	反射シート		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)											新条文 (令和3年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由				
88	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編					
88	3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工	3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工					
88	3	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
88	3	1	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	3	1	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)	諸法令の改正にともなう				
88	3	1	2	0	0	18		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	3	1	2	0	0	18		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)	諸法令の改正にともなう				
89	3	1	2	0	0	35		国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年10月)	3	1	2	0	0	35		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月)	諸法令の改正にともなう				
89	3	1	2	0	0	41		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)	3	1	2	0	0	41		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月)	諸法令の改正にともなう				
89	3	1	3	0	0	1	第3節	共通の工種	3	1	3	0	0	1	第3節	共通の工種					
92	3	1	3	4	0	1	3-1-3-4	矢板工	3	1	3	4	0	1	3-1-3-4	矢板工					
93	3	1	3	4	14	1	14	受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	3	1	3	4	14	1	14	受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	諸法令の改正にともなう				
93	3	1	3	6	0	1	3-1-3-6	小型標識工	3	1	3	6	0	1	3-1-3-6	小型標識工					
93	3	1	3	6	1	1	1	受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。	3	1	3	6	1	1	1	受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。	諸法令の改正にともなう				
93	3	1	3	6	2	1	2	受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	3	1	3	6	2	1	2	受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	諸法令の改正にともなう				
94	3	1	3	6	12	1	12	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	3	1	3	6	12	1	12	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	諸法令の改正にともなう				
119	3	1	4	0	0	1	第4節	基礎工	3	1	4	0	0	1	第4節	基礎工					
120	3	1	4	4	0	1	3-1-4-4	既製杭工	3	1	4	4	0	1	3-1-4-4	既製杭工					
122	3	1	4	4	21	3	(2)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	3	1	4	4	21	3	(2)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編P534による				
123	3	1	4	5	0	1	3-1-4-5	場所打杭工	3	1	4	5	0	1	3-1-4-5	場所打杭工					
124	3	1	4	5	9	1		受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500~700mmの間隔で設置するものとする。	3	1	4	5	9	1		受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500~700mmの間隔で設置するものとする。	コンクリート標準示方書と用語を統一。(スペーサ)				
128	3	1	4	9	0	1	3-1-4-9	鋼管矢板基礎工	3	1	4	9	0	1	3-1-4-9	鋼管矢板基礎工					
128	3	1	4	9	11	3	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	3	1	4	9	11	3	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編P534による				
133	3	1	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	1	6	0	0	1	第6節	一般舗装工					
134	3	1	6	3	0	1	3-1-6-3	アスファルト舗装の材料	3	1	6	3	0	1	3-1-6-3	アスファルト舗装の材料					
140	3	1	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-1-23、3-1-24の規格に適合するものとする。	3	1	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-1-23、表3-1-24の規格に適合するものとする。					

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)											新条文 (令和3年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由				
140	3	1	6	3	21	1	21	表3-1-23、3-1-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	1	6	3	21	1	21	表3-1-23、 表3-1-24 に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。					
142	3	1	6	7	0	1	3-1-6-7	アスファルト舗装工	3	1	6	7	0	1	3-1-6-7	アスファルト舗装工					
145	3	1	6	7	4	8	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	3	1	6	7	4	8	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時 (出荷時) の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	アスファルトプラントからの配合計画書には排出温度の記載が無く、出荷温度が記載されていることがほとんどである。排出温度は出荷温度と同じとして運用している実態である。 (H22.17アスファルト舗装工事共通仕様書 P118, 119)				
152	3	1	6	11	0	1	3-1-6-11	グースアスファルト舗装工	3	1	6	11	0	1	3-1-6-11	グースアスファルト舗装工					
155	3	1	6	11	9	4	(2)	グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	3	1	6	11	9	4	(2)	グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	諸法令の改正にともなう				
157	3	1	6	12	0	1	3-1-6-12	コンクリート舗装工	3	1	6	12	0	1	3-1-6-12	コンクリート舗装工					
160	3	1	6	12	4	11	(8)	受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。 なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	3	1	6	12	4	11	(8)	受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。 なお、 ミキサ での混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	JIS名称変更 (ミキサー)				
160	3	1	6	12	4	19	(15)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザ、モーターグレーダ等を選定しなければならない。	3	1	6	12	4	19	(15)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザ 、 モーターグレーダ等を選定しなければならない。					
162	3	1	6	12	8	2	(1)	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサまたは可傾式ミキサを使用しなければならない。	3	1	6	12	8	2	(1)	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサ または 可傾式ミキサ を使用 しなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)				
165	3	1	6	12	13	10	(7)	受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用ミキサとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。	3	1	6	12	13	10	(7)	受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用ミキサ として 、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサ を使用 しなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)				
168	3	1	6	18	0	1	3-1-6-18	アスファルト舗装補修工	3	1	6	18	0	1	3-1-6-18	アスファルト舗装補修工					
168	3	1	6	18	12	1	12	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中の ゴミ 、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	3	1	6	18	12	1	12	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中の ごみ 、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。					
173	3	1	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工	3	1	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工					
173	3	1	9	3	0	1	3-1-9-3	構造物取壊し工	3	1	9	3	0	1	3-1-9-3	構造物取壊し工					
173	3	1	9	3	6	1	6	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 ゴミ を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	3	1	9	3	6	1	6	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 ごみ を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。					
174	3	1	9	9	0	1	3-1-9-9	かご撤去工	3	1	9	9	0	1	3-1-9-9	かご撤去工					
174	3	1	9	9	1	1	1	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 ゴミ を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	3	1	9	9	1	1	1	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 ごみ を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。					
176	3	1	10	0	0	1	第10節	仮設工	3	1	10	0	0	1	第10節	仮設工					
181	3	1	10	15	0	1	3-1-10-15	コンクリート製造設備工	3	1	10	15	0	1	3-1-10-15	コンクリート製造設備工					
181	3	1	10	15	2	1	2	受注者は、コンクリートの練りまぜにおいてはバッチミキサを用いなければならない。	3	1	10	15	2	1	2	受注者は、コンクリートの練りまぜにおいてはバッチミキサ を用 いなければならない。	JIS名称変更 (ミキサー)				
181	3	1	10	16	0	1	3-1-10-16	トンネル仮設備工	3	1	10	16	0	1	3-1-10-16	トンネル仮設備工					

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)											新条文 (令和3年版)												
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	新条文	改訂理由		
181	3	1	10	16	10	1	10			受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m3を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	3	1	10	16	10	1	10					受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m3を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	諸法令の改正にともなう
183	3	1	12	0	0	1	第12節			工場製作工 (共通)	3	1	12	0	0	1	第12節			工場製作工 (共通)			
183	3	1	12	2	0	1	3-1-12-2			材料	3	1	12	2	0	1	3-1-12-2			材料			
186	3	1	12	2	7	7	(5)			受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	3	1	12	2	7	7	(5)			受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	鋼道路橋防食便覧H26.3に基づき有効期限を超えた際の扱いについて追記。		
206	3	1	14	0	0	1	第14節			法面工 (共通)	3	1	14	0	0	1	第14節			法面工 (共通)			
210	3	1	14	5	0	1	3-1-14-5			法面施肥工	3	1	14	5	0	1	3-1-14-5			法面施肥工			
210	3	1	14	5	3	1	3			受注者は、施肥の施工に支障となる ゴミ 等を撤去した後、施工しなければならない。	3	1	14	5	3	1	3			受注者は、施肥の施工に支障となる ごみ 等を撤去した後、施工しなければならない。			
214	3	1	17	0	0	1	第17節			植栽維持工	3	1	17	0	0	1	第17節			植栽維持工			
214	3	1	17	2	0	1	3-1-17-2			材 料	3	1	17	2	0	1	3-1-17-2			材 料			
214	3	1	17	2	1	2	1			なお、薬剤については「農薬取締法」(平成30年6月改正 法律第53号)に基づくものでなければならない。	3	1	17	2	1	2	1			なお、薬剤については「農薬取締法」(令和元年12月改正 法律第62号)に基づくものでなければならない。	諸法令の改正にともなう		
214	3	1	17	3	0	1	3-1-17-3			樹木・芝生管理工	3	1	17	3	0	1	3-1-17-3			樹木・芝生管理工			
215	3	1	17	3	2	1	2			受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。	3	1	17	3	2	1	2			受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(厚生労働省令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。	「基発0131第1号 令和2年1月31日」付の改定にともなう		
215	3	1	17	3	4	1	4			受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	3	1	17	3	4	1	4			受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り(抜根)、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加。		
215	3	1	17	3	15	1	15			受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	3	1	17	3	15	1	15			受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはしゅろ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。			
216	3	1	17	3	16	1	16			受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。	3	1	17	3	16	1	16			受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。			
216	3	1	17	3	19	1	19			受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去及び除草を行わなければならない。	3	1	17	3	19	1	19			受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。			
217	3	1	18	0	0	1	第18節			床版工	3	1	18	0	0	1	第18節			床版工			
217	3	1	18	2	0	1	3-1-18-2			床版工	3	1	18	2	0	1	3-1-18-2			床版工			
217	3	1	18	2	1	5	(4)			受注者は、スパーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外のスパーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スパーサは、1m2あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	3	1	18	2	1	5	(4)			受注者は、スパーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外のスパーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スパーサは、1m2あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	コンクリート標準示方書と用語を統一。(スパーサ)		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)											新条文 (令和3年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改訂理由				
219	4	0	0	0	0	1	第4編	河川編	4	0	0	0	0	1	第4編	河川編					
219	4	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸	4	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸					
227	4	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路施設工	4	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路施設工					
227	4	1	12	2	0	1	4-1-12-2	境界工	4	1	12	2	0	1	4-1-12-2	境界工					
228	4	1	12	2	3	1	3	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「新潟県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	4	1	12	2	3	1	3	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「新潟県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	境界杭の（鉋）の設置実態に合わせた規定の変更。				
228	4	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工	4	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工					
228	4	1	13	3	0	1	4-1-13-3	配管工	4	1	13	3	0	1	4-1-13-3	配管工					
228	4	1	13	3	2	1	2	受注者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	4	1	13	3	2	1	2	受注者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサー）				
232	4	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	4	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管					
232	4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
232	4	3	2	0	0	7		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和元年7月）	4	3	2	0	0	7		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和2年3月）	諸基準類の改定にともなう				
232	4	3	2	0	0	8		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	4	3	2	0	0	8		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	諸基準類の改定にともなう				
237	4	3	8	0	0	1	第8節	付属物設置工	4	3	8	0	0	1	第8節	付属物設置工					
237	4	3	8	4	0	1	4-3-8-4	境界工	4	3	8	4	0	1	4-3-8-4	境界工					
237	4	3	8	4	3	1	3	受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「新潟県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	4	3	8	4	3	1	3	受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「新潟県」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	境界杭の（鉋）の設置実態に合わせた規定の変更				
238	4	4	0	0	0	1	第4章	水門	4	4	0	0	0	1	第4章	水門					
238	4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
238	4	4	2	0	0	12		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成29年3月）	4	4	2	0	0	12		国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	諸基準類の改定にともなう				
238	4	4	2	0	0	14		日本道路協会 道路橋支便覧（平成30年12月）	4	4	2	0	0	14		日本道路協会 道路橋支便覧（平成31年2月）					
249	4	5	0	0	0	1	第5章	堰	4	5	0	0	0	1	第5章	堰					
249	4	5	1	0	0	1	第1節	適用	4	5	1	0	0	1	第1節	適用					
249	4	5	1	0	5	1	5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和元年7月）の規定による。	4	5	1	0	5	1	5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和2年3月）の規定による。	諸基準類の改定にともなう				
249	4	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
249	4	5	2	0	0	11		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	4	5	2	0	0	11		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう				
260	4	6	0	0	0	1	第6章	排水機場	4	6	0	0	0	1	第6章	排水機場					
260	4	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
260	4	6	2	0	0	6		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）	4	6	2	0	0	6		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月）	諸基準類の改定にともなう				
269	4	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	4	8	0	0	0	1	第8章	河川維持					
270	4	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工	4	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工					
270	4	8	5	2	0	1	4-8-5-2	芝養生工	4	8	5	2	0	1	4-8-5-2	芝養生工					
270	4	8	5	2	1	1	1	受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	4	8	5	2	1	1	1	受注者は、抜き取り（抜根）した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	施工実態を踏まえた規定の追加。				
270	4	8	5	2	3	1	3	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。	4	8	5	2	3	1	3	受注者は、人力により雑草の抜き取り（抜根）を施工しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加。				
270	4	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	4	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工					
271	4	8	6	4	0	1	4-8-6-4	ボーリンググラウト工	4	8	6	4	0	1	4-8-6-4	ボーリンググラウト工					

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由		
357	8	2	9	0	0	1	第9節	標識工	8	2	9	0	0	1	第9節	標識工			
357	8	2	9	1	0	1	8-2-9-1	一般事項	8	2	9	1	0	1	8-2-9-1	一般事項			
357	8	2	9	1	3	1	3.	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	9	1	3	1	3.	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
357	8	2	9	2	0	1	8-2-9-2	材 料	8	2	9	2	0	1	8-2-9-2	材 料			
358	8	2	9	2	6	1	6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	9	2	6	1	6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正		
358	8	2	11	0	0	1	第11節	道路植栽工	8	2	11	0	0	1	第11節	道路植栽工			
359	8	2	11	3	0	1	8-2-11-3	道路植栽工	8	2	11	3	0	1	8-2-11-3	道路植栽工			
360	8	2	11	3	10	1	10	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。	8	2	11	3	10	1	10	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。			
360	8	2	11	3	13	1	13	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	8	2	11	3	13	1	13	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゅろ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。			
360	8	2	11	3	14	1	14	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束する。	8	2	11	3	14	1	14	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束する。			
360	8	2	11	3	16	1	16	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	8	2	11	3	16	1	16	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。			
361	8	2	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工	8	2	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工			
361	8	2	12	3	0	1	8-2-12-3	境界工	8	2	12	3	0	1	8-2-12-3	境界工			
361	8	2	12	3	1	1	1	受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。	8	2	12	3	1	1	1	受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を境界線と一致させ、側面の文字(県)が内側(官地側)になるようにしなければならない。	境界杭の(鋸)の設置実態に合わせた規定の変更。		
363	8	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	8	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部			
363	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
363	8	3	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	8	3	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう		
363	8	3	2	0	0	12		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	8	3	2	0	0	12		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう		
363	8	3	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)	8	3	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう		
367	8	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	8	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工			
367	8	3	8	9	0	1	8-3-8-9	橋脚フーチング工	8	3	8	9	0	1	8-3-8-9	橋脚フーチング工			
367	8	3	8	9	4	1	4.	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧 III現場施工編 第3章 架設」(日本道路協会、平成27年3月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。また、フーチングのコンクリート打込みが終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	8	3	8	9	4	1	4.	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧 III現場施工編 第3章 架設」(日本道路協会、令和2年9月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。また、フーチングのコンクリート打込みが終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	諸基準類の改定にともなう		

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文		改訂理由	
371	8	4	0	0	0	1		第4章 鋼橋上部		8	4	0	0	0	1		第4章 鋼橋上部			
371	8	4	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		8	4	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準			
371	8	4	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)		8	4	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定にともなう	
371	8	4	3	0	0	1		第3節 工場製作工		8	4	3	0	0	1		第3節 工場製作工			
371	8	4	3	1	0	1		8-4-3-1 一般事項		8	4	3	1	0	1		8-4-3-1 一般事項			
372	8	4	3	1	2	1	2	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書に記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。		8	4	3	1	2	1	2		受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書に記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。		解釈の追記。
377	8	5	0	0	0	1		第5章 コンクリート橋上部		8	5	0	0	0	1		第5章 コンクリート橋上部			
377	8	5	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		8	5	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準			
377	8	5	2	0	0	9		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)		8	5	2	0	0	9		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正	
377	8	5	2	0	0	10		日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)		8	5	2	0	0	10		日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正	
389	8	6	0	0	0	1		第6章 トンネル (NATM)		8	6	0	0	0	1		第6章 トンネル (NATM)			
389	8	6	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		8	6	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準			
390	8	6	2	0	0	18		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)		8	6	2	0	0	18		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月)		諸基準類の改定に伴う修正	
398	8	7	0	0	0	1		第7章 コンクリートシェッド		8	7	0	0	0	1		第7章 コンクリートシェッド			
398	8	7	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		8	7	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準			
398	8	7	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)		8	7	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正	
398	8	7	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)		8	7	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正	
398	8	7	2	0	0	15		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)		8	7	2	0	0	15		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正	
402	8	8	0	0	0	1		第8章 鋼製シェッド		8	8	0	0	0	1		第8章 鋼製シェッド			
402	8	8	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		8	8	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準			
402	8	8	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)		8	8	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正	
402	8	8	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)		8	8	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正	
402	8	8	2	0	0	15		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)		8	8	2	0	0	15		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正	
406	8	9	0	0	0	1		第9章 地下横断歩道		8	9	0	0	0	1		第9章 地下横断歩道			
406	8	9	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		8	9	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準			
406	8	9	2	0	0	5		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)		8	9	2	0	0	5		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う修正	
412	8	11	0	0	0	1		第11章 共同溝		8	11	0	0	0	1		第11章 共同溝			
412	8	11	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		8	11	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準			
412	8	11	2	0	0	5		道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領 (案) (平成6年3月)		8	11	2	0	0	5				発行元が存在しないため、削除。	
415	8	12	0	0	0	1		第12章 電線共同溝		8	12	0	0	0	1		第12章 電線共同溝			
415	8	12	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		8	12	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準			
415	8	12	2	0	0	4		道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)		8	12	2	0	0	4				発行元が存在しないため、削除。	
418	8	13	0	0	0	1		第13章 道路維持		8	13	0	0	0	1		第13章 道路維持			
418	8	13	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		8	13	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準			
418	8	13	2	0	0	8		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (本体工編) (平成27年6月)		8	13	2	0	0	8		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (本体工編) (令和2年8月)		諸基準類の改定に伴う修正	
424	8	13	7	0	0	1		第7節 標識工		8	13	7	0	0	1		第7節 標識工			
424	8	13	7	2	0	1		8-13-7-2 材 料		8	13	7	2	0	1		8-13-7-2 材 料			
424	8	13	7	2	6	1	6	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		8	13	7	2	6	1	6		受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		諸基準類の改定に伴う修正

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

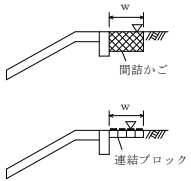
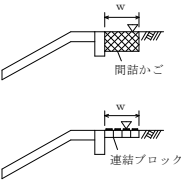
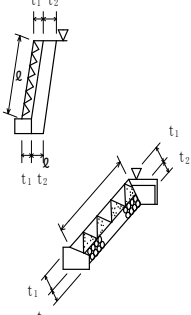
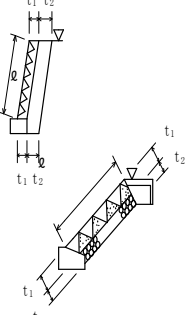
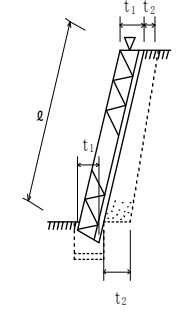
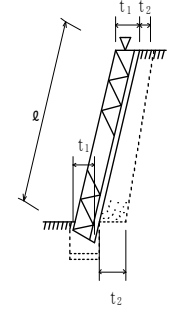
現行条文 (令和2年版)										新条文 (令和3年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
436	8	14	0	0	0	1	第14章	道路修繕		8	14	0	0	0	1	第14章	道路修繕		
439	8	14	9	0	0	1	第9節	標識工		8	14	9	0	0	1	第9節	標識工		
440	8	14	9	2	0	1	8-14-9-2	材 料		8	14	9	2	0	1	8-14-9-2	材 料		
440	8	14	9	2	6	1 6		受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		8	14	9	2	6	1 6		受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
455	9	0	0	0	0	1	第9編	公 園 編		9	0	0	0	0	1	第9編	公 園 編		
455	9	1	0	0	0	1	第1章	植栽		9	1	0	0	0	1	第1章	植栽		
455	9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
455	9	1	2	0	0	4		国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和2年5月)		9	1	2	0	0	4		国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和3年7月)	諸基準類の改訂に伴う修正	
459	9	2	0	0	0	1	第2章	施設整備		9	2	0	0	0	1	第2章	施設整備		
459	9	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		9	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
459	9	2	2	0	0	4		国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和2年5月)		9	2	2	0	0	4		国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和3年7月)	諸基準類の改訂に伴う修正	

新潟県土木工事標準仕様書(その2) 土木工事施工管理基準 新旧対照表

ページ	【現行(令和2年度)】 土木工事施工管理基準 新潟県 令和2年	【改定案(令和3年度)】 土木工事施工管理基準 新潟県 令和3年	改定理由
4	<p>7. その他 (2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「ICTの全面的な活用」試行対象の拡大及び積算基準の改定について(通知) (令和2年10月8日付け技第704号)の規定によるものとする。</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。TS・GNSSで取得した3次元データを利用して盛土の締め固め管理を行う場合は、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領(案)」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領(路面切削工編)(案)」の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」の規定によるものとする。</p> <p>地盤改良工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地 地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>7. その他 (2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考) ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和3年10月12日付け技第700号)の規定によるものとする。</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。TS・GNSSで取得した3次元データを利用して盛土の締め固め管理を行う場合は、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領(案)」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編」の規定によるものとする。</p> <p>地盤改良工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地 地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

単位：mm

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由	
3	土木工事共通編	1	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-5-3	3	1	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
							幅 w	-100										幅 w	-100				
							延長 L	-200										延長 L	-200				
		4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-4	4	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。						
				法長φ	φ<3m							-50	φ<3m					-50					
					φ≥3m							-100	φ≥3m					-100					
				厚さ（ブロック） t ₁	-50							厚さ（ブロック） t ₁	-50										
				厚さ（裏込） t ₂	-50							厚さ（裏込） t ₂	-50										
				延長 L	-200							延長 L	-200										
		5	石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-5	5	5	石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。						
		法長φ	φ<3m	-50	φ<3m							-50											
			φ≥3m	-100	φ≥3m							-100											
		厚さ（石積・張） t ₁	-50	厚さ（石積・張） t ₁	-50																		
		厚さ（裏込） t ₂	-50	厚さ（裏込） t ₂	-50																		
		延長 L	-200	延長 L	-200																		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

単位：mm

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由																																
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種		測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																								
3	土木 工事 共通 編	1	一般 施工	6	一般 舗装 工														アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。																								
																													7	6	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。												
																																									7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
																																												幅	-25	-25	-	-				
																																									7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
																																												幅	-25	-25	-	-				
平坦性	-	-	-	-	3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。																																											
厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。					①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。																																								
幅	-25	-25	-	-		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。																																											
平坦性	-	-	-	-	3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)					幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。																																							

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

単位：mm

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
																7	10	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

単位：mm

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要			
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工									3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工									3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
																	平坦性	—	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下						

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

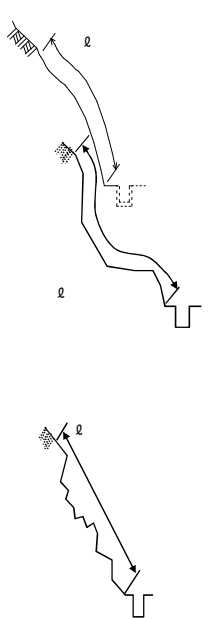
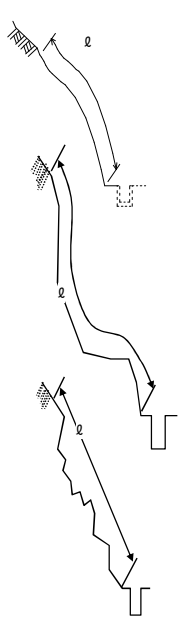
単位：mm

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由																																																																								
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値			測定基準	測定箇所	摘要																																																																		
3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工								3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																																																														
																															厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15																																																									
																																				12	4	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																																														
																																															厚さ	-25	-30	-8																																										
																																																			幅	-50	-																																							
																																																						12	3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-12																														
																																																																幅	-50	-																										
																																																																			12	4	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-12																	
																																																																													幅	-25	-													
																																																																																12	7	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-12				
																																																																																										幅	-25	-

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

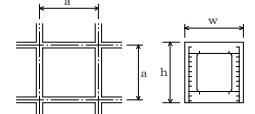
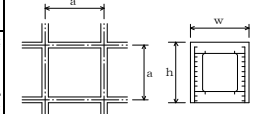
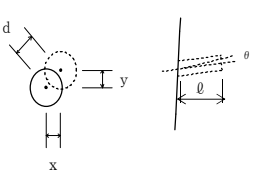
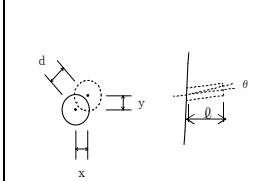
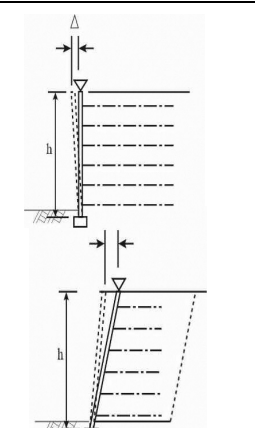
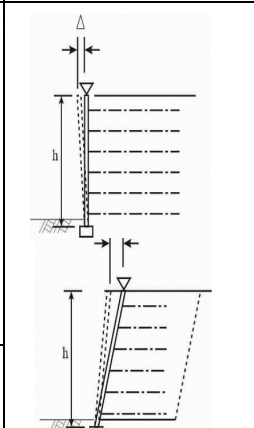
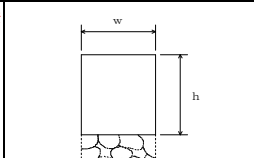
単位：mm

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
3	土木 工事 共通	1 一般 施工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土 法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-1-14-2	3	1 一般 施工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土 法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
								ℓ≥5m	法長の-4%														
							盛土 法長 ℓ	ℓ<5m	-100														
								ℓ≥5m	法長の-2%														
							延 長 L		-200														
							14	法 面 工 共 通	2									2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ			
		ℓ≥5m	法長の-4%																				
	厚さ t	t<5cm	-10																				
		t≥5cm	-20																				
	延 長 L		-200																				
	14	法 面 工 共 通	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ<3m	-50			施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	3-1-14-3	3	14 法 面 工 共 通	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ<3m			-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
					ℓ≥3m	-100																	
厚さ t	t<5cm				-10																		
	t≥5cm				-20																		
延 長 L					-200																		



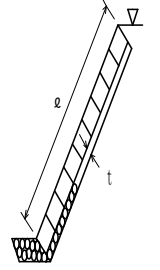
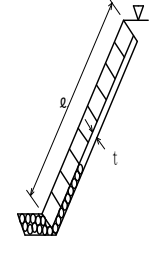
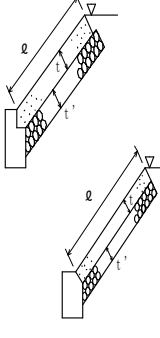
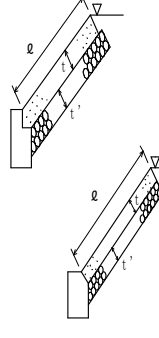
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

単位：mm

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由					
3	土木工事共通編	1	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	-100	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> 	3-1-14-4 曲線部は設計図書による	3	土木工事共通編	1	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	ℓ < 10m	-100	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> 	3-1-14-4 曲線部は設計図書による	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。			
							法長 ℓ	ℓ ≥ 10m	-200																		
							幅 w		-30																		
							高さ h		-30																		
							枠中心間隔 a		±100																		
		延長 L		-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																						
		14	法面工共通	6			アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$			3-1-14-6	14	法面工共通	6			アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数		 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-1-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する	法面工の鉄筋挿入工の出来形管理項目がないため。
								配置誤差 d	100																		
								せん孔方向 θ	±2.5度																		
		15	擁壁工共通	3			補強土壁工 (補強土（テールアルメ）壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> 	3-1-15-3			15	擁壁工共通	3			補強土壁工 (補強土（テールアルメ）壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> 	3-1-15-3		誤解を招く可能性があるため控え長さは、補強材の設計長とすると記載。		
高さ h	h < 3m							-50																			
	h ≥ 3m							-100																			
鉛直度 Δ	±0.03hかつ±300以内							設計値以上																			
控え長さ	設計値以上																										
延長 L								-200	1施工箇所毎																		
16	浚渫工共通									16	浚渫工共通	3	3		浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。 計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p>	3-1-16-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。							
						標高較差	0以下									+400以下											
4	河川編	1	7		築堤護岸工					4	河川編	7	4		護岸付属物工	幅 w	-30	<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> 	4-1-7-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。							
						高さ h	-30																				

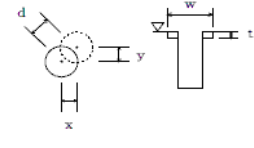
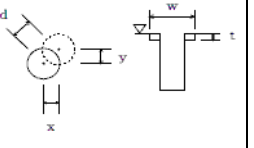
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

単位：mm

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由							
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要					
4	河川編	1	堤防・護岸	6	護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	5-1-6-4	4	河川編	1	堤防・護岸	6	護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 	5-1-6-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。	
									法長ℓ	ℓ<5m												-100	ℓ<5m				-100
										ℓ≥5m												ℓ×(-2%)	ℓ≥5m				ℓ×(-2%)
									厚さ t	-50												厚さ t	-50				
									延長 L	-200												延長 L	-200				
1	堤防・護岸	6	護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	5-1-6-5	1	堤防・護岸	6	護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 	5-1-6-5	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。					
							法長ℓ	ℓ<3m										-50	ℓ<3m				-50				
								ℓ≥3m										-100	ℓ≥3m				-100				
							厚さ t	t<100										-20	厚さ t				t<100	-20			
								t≥100										-30					t≥100	-30			
							裏込材厚 t'	-50										裏込材厚 t'	-50								
							延長 L	-200										延長 L	-200								

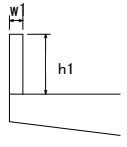
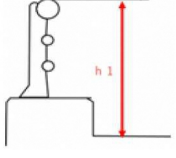
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

単位：mm

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
6	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	6-3-7-5	6	3	7	5		集水井工	基準高▽	±50		 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	6-3-7-5	
						偏心量d	組立式										150	組立式				150
							組立式										L≤10mの場合 150 L>10mの場合 L*1.5%以内 かつ500以内					沈下式
						長さL	-100										長さL	-100				
						巻立て幅W	-50										巻立て幅W	-50				
						巻立て厚さt	-30										巻立て厚さt	-30				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

単位：mm

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
8	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-9	8	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工種 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		8-2-5-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
						延長 L	-200										1ヶ所/1施工箇所	延長 L				
4	8	6	7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		8-4-8-6 8-4-8-7	4	8	6	7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		8-4-8-6 8-4-8-7	ブロックアウト型高欄に測定箇所を見直し
						地覆の幅 w2	-10～+20										地覆の幅 w2	-10～+20				
						高さ h1	-20～+30										高さ h1	-20～+30				
						高さ h2	-10～+20										高さ h2	-10～+20				
						有効幅員 w3	0～+30										有効幅員 w3	0～+30				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（案） 新旧対照表

単位：mm

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要								
8	15	4	2		さく井	さく井深	パーカッション	0～+3%	完了後1快速転	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-15-4-2	8	15	4	2		さく井	さく井深	パーカッション	0～+3%	完了後1回測定	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-15-4-2	標記訂正						
							ロータリー																							
						ビット系	パーカッション	-5～+5mm	さく井ごとに作業開始前に1回測定																					
							ロータリー		ビット昇降時にビットゲージにより1回測定																					
		孔曲がり	パーカッション	75mm以内	口元床面で10mごとに1回測定																									
			ロータリー																											
		5	取水工	2		水中ポンプ	つり上げ位置	±200mm	揚水管の数量、長さにより1回測定	8-15-5-2								5	取水工	2		水中ポンプ	つり上げ位置		±200mm	揚水管の数量、長さにより1回測定	8-15-5-2	標記訂正		
							ポンプ室	厚さ	-30mm														図面の寸法表示箇所を測定							
							幅	-30mm																						
							高さ	±30mm																						
				6	送・散水管工	4		保護コンクリート工	延長	-200mm	末端ドレーン間で測定						8-15-6-4			6	送・散水管工	4			保護コンクリート工	延長	-200mm	末端ドレーン間で測定	8-15-6-4	標記訂正
									幅	-30mm	20m毎に測定																			
深さ	-30mm																													
プレキャストブロック工	高さ	±30mm																												

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和2年度版)							工 種	改定案(令和3年度版)							改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績表等による確認	
8 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	8 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤解が生じる記載となっているため	
	プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○		プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	試験基準の記載で改行されてない部分があり、誤	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日		○				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○		
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○				温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時			○	
11 路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		11 路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		誤植	
14 アンカー工	施工	必須	モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			14 アンカー工	施工		モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018 1	10~18秒 Pロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			試験基準の記載にともなう	
15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm：突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 平均97%以上、かつ最小95%以上		15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm：突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 平均97%以上、かつ最小95%以上		試験基準の記載にともなう	
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」による		次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 平均97%以上、かつ最小95%以上				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」による		次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) である。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 平均97%以上、かつ最小95%以上		試験基準の記載にともなう		

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和2年度版)							工 種	改定案(令和3年度版)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘 要	試験成績表等による確認
21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256) 突砂法	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256) 突砂法	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			試験基準の記載にともなう
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256) 突砂法	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	試験基準の記載にともなう	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。							21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 突砂法 (舗装調査・試験法便覧 [4]-256) 突砂法	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点

令和2年度 品質管理基準 新旧対照表

	現行(令和2年度版)							工 種	改定案(令和3年度版)						改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験時期・頻度	摘 要
								34 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		新規追加
											土の湿潤密度試験	JIS G 0191					
											テーブルフロー試験	JIS R 5201					
											土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216					
									その他		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		新規追加	
											土の粒度試験	JIS A 1204					
											土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					
											土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
											土の圧密試験	JIS A 1217					
											土懸濁液のpH試験	JGS 0211					
									土の強熱減量試験	JGS 0221	有機質土の場合は必要に応じて実施する						
									施工	必須	深度方向の品質確認(均質性)	試験採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000㎡~4,000㎡につき1回の割合で行う。試験採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1.実施頻度は、監督職員との協議による。 2.ボーリング等により供試体採取する。	新規追加	
											土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの。	1,000㎡~4,000㎡につき1回の割合で行う。試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。	新規追加	
									35 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査(芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時	○	新規追加
定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9~22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	新規追加												
その他	外観検査(芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時	新規追加												
必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	新規追加											
施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	新規追加											
		その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。	新規追加										
		34 植栽工	材料	必須	外観検査(樹木(樹姿))	目視	別表1のとおり (p.187)	36 植栽工		材料	必須	外観検査(樹木(樹姿))	目視	別表1のとおり (p.187)	軽微な修正(番号)		
					外観検査(樹木(樹勢))	目視	別表2のとおり (p.187)					外観検査(樹木(樹勢))	目視	別表2のとおり (p.187)			
外観検査(シバ類)	目視				別表2のとおり (p.187)	外観検査(シバ類)	目視		別表2のとおり (p.187)								
外観検査(草花類)	目視				別表2のとおり (p.187)	外観検査(草花類)	目視		別表2のとおり (p.187)								
外観検査(その他地被類)	目視				別表2のとおり (p.187)	外観検査(その他地被類)	目視		別表2のとおり (p.187)								

新潟県土木工事標準仕様書(その2) 写真管理基準(案) 新旧対照表

ページ	【現行(令和2年度)】 写真管理基準(案) 新潟県 令和2年度版	【改定案(令和3年度)】 写真管理基準(案) 新潟県 令和3年度版	改定理由
193	写真管理基準(案)	写真管理基準(案)	
193	1.総 則	1.総 則	
193	1-1 適用範囲	1-1 適用範囲	
193	この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。	この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。	別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」の削除に伴う。
193	2.撮影	2.撮影	
193	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)	
193	ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICTの全面的な活用」試行対象の拡大及び積算基準の改定について(通知)(令和2年10月8日付け技第704号)の規定によるものとする。 「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(路面切削工編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」、「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)(令和3年10月12日付け技第700号)」の規定によるものとする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
194	3.整理提出	3.整理提出	
194	撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。	撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。	別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」の削除に伴う。
195	4.その他	4.その他	
195	撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」を参照のこと。	撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (2)フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準(案)令和2年3月」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。	別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」の削除に伴う。
258	別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」		別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」の削除に伴う。

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）					改定案（令和3年度版）					改定理由		
撮影箇所一覧表(全体)					撮影箇所一覧表(全体)							
区分	写真管理項目			摘要	区分	写真管理項目			摘要			
	撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度				
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	不要	施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕		3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定		
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜				施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕			
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要			創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付		高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕		創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回〔施工前後〕	代表箇所1枚		仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回〔施工前後〕				
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	不要	工事打合せ簿に添付する。	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納))〔発生時〕				
								ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナ(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナ(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナ(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS」による場合は、計測毎に1回〔発生時〕〔発生時〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）									改定案（令和3年度版）									改定理由		
撮影箇所一覧表（出来形管理）									撮影箇所一覧表（出来形管理）											
【第3編 土木工事共通編】									【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2	3次元計測技術を	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕									法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕			
						「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事1回〔掘削後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)による場合は1工事1回〔掘削後〕									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）											
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 [掘削中]	代表箇所 各1枚	1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 [掘削中]	1-2-4-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。		
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 [掘削後]									出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影	法長 ※右のいずれかで撮影する。			200m又は1施工箇所 に1回 [掘削後]	出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は1工事1回 [掘削後]										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）」による場合は1工事1回 [掘削後]					
			「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。															

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-7	3	1	6	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3	1	6	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-7	3	1	6	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-7	3	1	6	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工)セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要									厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
3	1	6	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-7	3	1	6	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						厚さ	各層毎400mに1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-7	3	1	6	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕									タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
3	1	6	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-8	3	1	6	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-8	3	1	6	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3	1	6	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-8	3	1	6	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-8	3	1	6	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3	1	6	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-9	3	1	6	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路 盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-9	3	1	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路 盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3	1	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石 灰)安定処理 工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-9	3	1	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石 灰)安定処理 工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-9	3	1	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
3	1	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-10	3	1	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-10	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕					

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-11	3	1	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-11	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
3	1	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12	3	1	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12	3	1	6	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3	1	6	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12	3	1	6	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要									厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3	1	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 [修正後]	代表箇所 各1枚	3-1-6-12	3	1	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 [修正後]	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]									タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]			
						幅	各層毎80mに1回 [修正後]									幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘要		
3	1	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12	3	1	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕									スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕			
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕									鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕			
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕									平坦性	1工事1回 〔実施中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
		目地段差	1工事に1回			目地段差	1工事に1回													
3	1	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12	3	1	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12	3	1	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回									厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕					
3	1	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12	3	1	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要									厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕						

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚	3-1-6-12	3	1	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]									タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]			
						幅	各層毎80mに1回 [整正後]									幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			
3	1	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-1-6-12	3	1	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後]									厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			
						平坦性	1工事1回 [実施中]									平坦性	1工事1回 [実施中]			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-12	3	1	6	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕									鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕			
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕									横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕			
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕									縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕			
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕									平坦性	1工事に1回〔実施中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合 は打設前後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合 は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」 を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔修正後〕			
目地段差	1工事に1回	目地段差	1工事に1回																	

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-13	3	1	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3	1	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-13	3	1	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3	1	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-13	3	1	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要									厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	13	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-13	3	1	6	13	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3	1	6	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-13	3	1	6	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕									タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕									厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3	1	6	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-14	3	1	6	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-14	3	1	6	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況										転圧状況				
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
		幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕			幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕													
3	1	6	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-14	3	1	6	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況										転圧状況				
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要			
		幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕			幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕													
3	1	6	14	4	ブロック舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-1-6-14	3	1	6	14	4	ブロック舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況										転圧状況				
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	6	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所 [施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-6-15	3	1	6	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所 [施工後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 [施工後]	3-1-6-15	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
3	1	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所 [打込後]	代表箇所 各1枚	3-1-7-9	3	1	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所 [打込後]	3-1-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
					深度	1施工箇所 [打込前後]	ただし、(スラリー攪拌工)において、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。									深度	1施工箇所 [打込前後]			ただし、(スラリー攪拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。
3	1	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1回、 又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1回。 [施工厚さ 施工中] [幅 施工後]	代表箇所 各1枚	3-1-7-9	3	1	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1回、 又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1回。 [施工厚さ 施工中] [幅 施工後]	3-1-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
							ただし、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・中層地盤改良工事編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。										ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準（案） 新旧対照表

現行（令和2年度版）										改定案（令和3年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	1	14	4	1	法枠工 (現場打枠工) (現場吹付法枠工)	法長、幅、高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所各1枚	3-1-14-4	3	1	14	4	1	法枠工 (現場打枠工) (現場吹付法枠工)	法長、幅、高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	代表箇所各1枚	3-1-14-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
8	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所各1枚	8-3-6-8	8	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所各1枚	8-3-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
8	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所各1枚	8-3-7-9	8	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所各1枚	8-3-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
8	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所各1枚	8-3-7-9	8	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 [型枠取外し後]	代表箇所各1枚	8-3-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	項目	【現行(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	【改定案(令和3年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和3年	改定理由
		土木工事監督技術基準	土木工事監督技術基準	
13	2.施工状況の確認等 (4) 工事施工の立会	(関連図書及び条項) 標仕第1編1-1-1-22	(関連図書及び条項) 標仕第1編1-1-1-23	標準仕様書その1 における表記との 整合を図る
30	別紙-3 品質証明	<p>別紙-3</p> <p style="text-align: center;">品 質 証 明</p> <p>1 書類の目的 一般の製品と違い契約前に品質を確認できない土木構造物の特殊性及び製造物責任法（PL法）等にみられる供給者（製造業、施工者等）の自己責任強化の社会的動向から、公共工事においても、受注者自らがいままで自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための書類。 (土木工事標準仕様書第1編 1-1-1-24)</p>	<p>別紙-3</p> <p style="text-align: center;">品 質 証 明</p> <p>1 書類の目的 一般の製品と違い契約前に品質を確認できない土木構造物の特殊性及び製造物責任法（PL法）等にみられる供給者（製造業、施工者等）の自己責任強化の社会的動向から、公共工事においても、受注者自らがいままで自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための書類。 (土木工事標準仕様書第1編 1-1-1-25)</p>	標準仕様書その1 における表記との 整合を図る

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	項目	【現行(令和2年度)】土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	【改定案(令和3年度)】土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和3年	改定理由																																																																																																																								
31	品質証明書	<p>【A列4版 横】 記載例：臨時検査時</p> <p style="text-align: center;">品質証明書 工事名：○○○○ 工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">品質証明記事</th> </tr> <tr> <th>品質証明項目</th> <th>実施日</th> <th>箇所</th> <th>品質証明員 氏名</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工計画書</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>施工計画書(当初)</td> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工実態</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>臨時検査対象工種</td> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時検査</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>臨時検査対象工種</td> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>社内検査基準又は別紙品質証明書により確認した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。</p> <p style="text-align: right;">受注者住所 ○○市○○町○-○-○ 氏名 ○ ○ ○ ○</p> <p>【A列4版 横】 記載例：完成検査時</p> <p style="text-align: center;">品質証明書 工事名：○○○○ 工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">品質証明記事</th> </tr> <tr> <th>品質証明項目</th> <th>実施日</th> <th>箇所</th> <th>品質証明員 氏名</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工計画書 (新規工種及び大幅な施工方法等の変更があった場合)</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>施工計画書(変更)</td> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工実態</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>工事全般</td> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完成検査</td> <td>平成 年 月 日</td> <td>工事全般</td> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>社内検査基準又は別紙品質証明書により確認した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。</p> <p style="text-align: right;">受注者住所 ○○市○○町○-○-○ 氏名 ○ ○ ○ ○</p>	品質証明記事					品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事	施工計画書	平成 年 月 日	施工計画書(当初)	○○ ○○		施工実態	平成 年 月 日	臨時検査対象工種	○○ ○○		臨時検査	平成 年 月 日	臨時検査対象工種	○○ ○○							品質証明記事					品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事	施工計画書 (新規工種及び大幅な施工方法等の変更があった場合)	平成 年 月 日	施工計画書(変更)	○○ ○○		施工実態	平成 年 月 日	工事全般	○○ ○○		完成検査	平成 年 月 日	工事全般	○○ ○○							<p>【A列4版 横】 記載例：臨時検査時</p> <p style="text-align: center;">品質証明書 工事名：○○○○ 工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">品質証明記事</th> </tr> <tr> <th>品質証明項目</th> <th>実施日</th> <th>箇所</th> <th>品質証明員 氏名</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工計画書</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>施工計画書(当初)</td> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工実態</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>臨時検査対象工種</td> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時検査</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>臨時検査対象工種</td> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>社内検査基準又は別紙品質証明書により確認した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。</p> <p style="text-align: right;">受注者住所 ○○市○○町○-○-○ 氏名 ○ ○ ○ ○</p> <p>【A列4版 横】 記載例：完成検査時</p> <p style="text-align: center;">品質証明書 工事名：○○○○ 工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">品質証明記事</th> </tr> <tr> <th>品質証明項目</th> <th>実施日</th> <th>箇所</th> <th>品質証明員 氏名</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工計画書 (新規工種及び大幅な施工方法等の変更があった場合)</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>施工計画書(変更)</td> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工実態</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>工事全般</td> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完成検査</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>工事全般</td> <td>○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>社内検査基準又は別紙品質証明書により確認した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。</p> <p style="text-align: right;">受注者住所 ○○市○○町○-○-○ 氏名 ○ ○ ○ ○</p>	品質証明記事					品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事	施工計画書	令和 年 月 日	施工計画書(当初)	○○ ○○		施工実態	令和 年 月 日	臨時検査対象工種	○○ ○○		臨時検査	令和 年 月 日	臨時検査対象工種	○○ ○○							品質証明記事					品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事	施工計画書 (新規工種及び大幅な施工方法等の変更があった場合)	令和 年 月 日	施工計画書(変更)	○○ ○○		施工実態	令和 年 月 日	工事全般	○○ ○○		完成検査	令和 年 月 日	工事全般	○○ ○○							<p>平成を令和に修正 押印の廃止</p>
品質証明記事																																																																																																																												
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事																																																																																																																								
施工計画書	平成 年 月 日	施工計画書(当初)	○○ ○○																																																																																																																									
施工実態	平成 年 月 日	臨時検査対象工種	○○ ○○																																																																																																																									
臨時検査	平成 年 月 日	臨時検査対象工種	○○ ○○																																																																																																																									
品質証明記事																																																																																																																												
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事																																																																																																																								
施工計画書 (新規工種及び大幅な施工方法等の変更があった場合)	平成 年 月 日	施工計画書(変更)	○○ ○○																																																																																																																									
施工実態	平成 年 月 日	工事全般	○○ ○○																																																																																																																									
完成検査	平成 年 月 日	工事全般	○○ ○○																																																																																																																									
品質証明記事																																																																																																																												
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事																																																																																																																								
施工計画書	令和 年 月 日	施工計画書(当初)	○○ ○○																																																																																																																									
施工実態	令和 年 月 日	臨時検査対象工種	○○ ○○																																																																																																																									
臨時検査	令和 年 月 日	臨時検査対象工種	○○ ○○																																																																																																																									
品質証明記事																																																																																																																												
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事																																																																																																																								
施工計画書 (新規工種及び大幅な施工方法等の変更があった場合)	令和 年 月 日	施工計画書(変更)	○○ ○○																																																																																																																									
施工実態	令和 年 月 日	工事全般	○○ ○○																																																																																																																									
完成検査	令和 年 月 日	工事全般	○○ ○○																																																																																																																									

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	項目	【現行(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	【改定案(令和3年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和3年	改定理由																																																																
32	別紙-4 品質証明員届	<p>別紙-4</p> <p style="text-align: center;">品質証明員届</p> <p>1 書類の目的と関連法規 施工計画書作成時及び工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既成部分、臨時検査）の事前に、契約書及び関係図書に基づき、品質確認を行う者の氏名を明らかにするための書類。（土木工事標準仕様書第1編 1-1-1-24）</p> <p>（様式） <u>記入例</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">品質証明員通知書</p> <p>平成 ○年 ○月 ○日付けをもって請負契約を締結した ○ ○ ○ ○ 工事の品質証明員を下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>品質証明員 ^ふ○^り○^が○^な 生年月日 昭和 ○年 ○月 ○日 平成 ○年 ○月 ○日 現場代理人 ○ ○ ○ ○ 印</p> <p>主任監督員 ○ ○ ○ ○ 様</p> <p>資格及び経歴</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">年</td> <td style="width: 5%;">月</td> <td style="width: 5%;">日</td> <td style="width: 15%;">法定資格</td> <td rowspan="6" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。</td> </tr> <tr><td>1</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right;">【A列4版紙】</p> </div> <p>注1：資格者証の写しを添付すること。</p>	1	年	月	日	法定資格	}	10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。	1	年	月	日		1	年	月	日		1	年	月	日		1	年	月	日		1	年	月	日		<p>別紙-4</p> <p style="text-align: center;">品質証明員届</p> <p>1 書類の目的と関連法規 施工計画書作成時及び工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既成部分、臨時検査）の事前に、契約書及び関係図書に基づき、品質確認を行う者の氏名を明らかにするための書類。（土木工事標準仕様書第1編 1-1-1-25）</p> <p>（様式） <u>記入例</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">品質証明員通知書</p> <p>令和 ○年 ○月 ○日付けをもって請負契約を締結した ○ ○ ○ ○ 工事の品質証明員を下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>品質証明員 ^ふ○^り○^が○^な 生年月日 昭和 ○年 ○月 ○日 令和 ○年 ○月 ○日 現場代理人 ○ ○ ○ ○</p> <p>主任監督員 ○ ○ ○ ○ 様</p> <p>資格及び経歴</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">年</td> <td style="width: 5%;">月</td> <td style="width: 5%;">日</td> <td style="width: 15%;">法定資格</td> <td rowspan="6" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。</td> </tr> <tr><td>1</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right;">【A列4版紙】</p> </div> <p>注1：資格者証の写しを添付すること。</p>	1	年	月	日	法定資格	}	10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。	1	年	月	日		1	年	月	日		1	年	月	日		1	年	月	日		1	年	月	日		<p>標準仕様書その1における表記との整合を図る</p> <p>平成を令和に修正 押印の廃止</p>
1	年	月	日	法定資格	}	10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。																																																														
1	年	月	日																																																																	
1	年	月	日																																																																	
1	年	月	日																																																																	
1	年	月	日																																																																	
1	年	月	日																																																																	
1	年	月	日	法定資格	}	10年以上の現場経験が判断できる記載内容とする。																																																														
1	年	月	日																																																																	
1	年	月	日																																																																	
1	年	月	日																																																																	
1	年	月	日																																																																	
1	年	月	日																																																																	

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	項目	【現行(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	【改定案(令和3年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和3年	改定理由												
33	様式-1 監督員指定・変更通知書	<p>様式-1</p> <p style="text-align: center;">監督員 指定 変更 通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>受注者 _____ 様</p> <p style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 〇〇地域振興局長 <input type="checkbox"/> 〇〇地区振興事務所長 <input type="checkbox"/> 本庁主務課長 <input type="checkbox"/> 流域下水道事務所長 </p> <p>平成 年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について監督員を指定変更したので建設工事請負基準約款第10条第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工事番号</th> <th style="width: 20%;">工事名</th> <th style="width: 65%;">工事場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工事番号	工事名	工事場所				<p>様式-1</p> <p style="text-align: center;">監督員 指定 変更 通知書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>受注者 _____ 様</p> <p style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 〇〇地域振興局長 <input type="checkbox"/> 〇〇地区振興事務所長 <input type="checkbox"/> 本庁主務課長 <input type="checkbox"/> 流域下水道事務所長 </p> <p>令和 年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について監督員を指定変更したので建設工事請負基準約款第10条第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工事番号</th> <th style="width: 20%;">工事名</th> <th style="width: 65%;">工事場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	工事番号	工事名	工事場所				<p>平成を令和に修正 押印の廃止</p>
工事番号	工事名	工事場所														
工事番号	工事名	工事場所														

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	項目	【現行(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	【改定案(令和3年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和3年	改定理由																																				
34	様式-2 工期変更協議書	<p>様式-2</p> <p style="text-align: center;">工期変更協議書</p> <p>平成 年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、建設工事請負基準 ※約款第 条第 項に基づき工期の変更について協議した結果のとおり確認する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工 事 番 号</th> <th style="width: 35%;">工 事 名</th> <th style="width: 50%;">工 事 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>工 事 日 数</td> <td colspan="2">工事日数 日間を 日間に変更する。</td> </tr> <tr> <td>竣 工 期 限</td> <td colspan="2">竣工期限平成 年 月 日を平成 年 月 日迄に変更する。</td> </tr> <tr> <td>工 期 変 更</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>協 議 内 容</td> <td colspan="2"> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">新潟県知事</p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 〇 〇 地 域 振 興 局 長 <input type="checkbox"/> 〇 〇 地 区 振 興 事 務 所 長 <input type="checkbox"/> 流 域 下 水 道 事 務 所 長 </p> <p style="text-align: center;">受注者氏名 印</p> <p>※約款第 16 条第 7 項、約款第 18 条第 1 項、約款第 19 条第 6 項、約款第 20 条、約款第 21 条第 4 項、約款第 22 条、約款第 23 条第 1 項及び約款第 40 条第 2 項のいずれかを [] に適用する。</p>	工 事 番 号	工 事 名	工 事 場 所				工 事 日 数	工事日数 日間を 日間に変更する。		竣 工 期 限	竣工期限平成 年 月 日を平成 年 月 日迄に変更する。		工 期 変 更			協 議 内 容			<p>様式-2</p> <p style="text-align: center;">工期変更協議書</p> <p>令和 年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、建設工事請負基準 ※約款第 条第 項に基づき工期の変更について協議した結果のとおり確認する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工 事 番 号</th> <th style="width: 35%;">工 事 名</th> <th style="width: 50%;">工 事 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>工 事 日 数</td> <td colspan="2">工事日数 日間を 日間に変更する。</td> </tr> <tr> <td>竣 工 期 限</td> <td colspan="2">竣工期限令和 年 月 日を令和 年 月 日迄に変更する。</td> </tr> <tr> <td>工 期 変 更</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>協 議 内 容</td> <td colspan="2"> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">新潟県知事</p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 〇 〇 地 域 振 興 局 長 <input type="checkbox"/> 〇 〇 地 区 振 興 事 務 所 長 <input type="checkbox"/> 流 域 下 水 道 事 務 所 長 </p> <p style="text-align: center;">受注者氏名</p> <p>※約款第 16 条第 7 項、約款第 18 条第 1 項、約款第 19 条第 6 項、約款第 20 条、約款第 21 条第 4 項、約款第 22 条、約款第 23 条第 1 項及び約款第 40 条第 2 項のいずれかを [] に適用する。</p>	工 事 番 号	工 事 名	工 事 場 所				工 事 日 数	工事日数 日間を 日間に変更する。		竣 工 期 限	竣工期限令和 年 月 日を令和 年 月 日迄に変更する。		工 期 変 更			協 議 内 容			<p>平成を令和に修正 押印の廃止</p>
工 事 番 号	工 事 名	工 事 場 所																																						
工 事 日 数	工事日数 日間を 日間に変更する。																																							
竣 工 期 限	竣工期限平成 年 月 日を平成 年 月 日迄に変更する。																																							
工 期 変 更																																								
協 議 内 容																																								
工 事 番 号	工 事 名	工 事 場 所																																						
工 事 日 数	工事日数 日間を 日間に変更する。																																							
竣 工 期 限	竣工期限令和 年 月 日を令和 年 月 日迄に変更する。																																							
工 期 変 更																																								
協 議 内 容																																								

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	項目	【現行(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	【改定案(令和3年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和3年	改定理由																																																																						
35	様式-3 工事打合簿	<p>様式-3</p> <p style="text-align: center;">工 事 打 合 簿</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-1-7 第2項に基づく打合せ内容を下記のとおり確認する。</p> <p>工事名 工事 受注者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">発 議 者</td> <td style="width: 35%;">発注者・受注者</td> <td style="width: 15%;">発 議 年 月 日</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>発 議 事 項</td> <td colspan="3">指示・協議・通知・承諾・提出・報告・提示・その他 ()</td> </tr> <tr> <td>内 容 :</td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">処 理 ・ 回 答</td> <td style="text-align: center;">発注者</td> <td colspan="2">上記について 指示・承諾・協議・通知・受理・その他 () します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受注者</td> <td colspan="2">上記について 了解・協議・提出・報告・届出・その他 () します。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">総 括 監 督 員</td> <td style="width: 15%;">主 任 監 督 員</td> <td style="width: 15%;">現 場 代 理 人</td> <td style="width: 15%;">主 任 技 術 者</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	発 議 者	発注者・受注者	発 議 年 月 日	平成 年 月 日	発 議 事 項	指示・協議・通知・承諾・提出・報告・提示・その他 ()			内 容 :												処 理 ・ 回 答	発注者	上記について 指示・承諾・協議・通知・受理・その他 () します。		受注者	上記について 了解・協議・提出・報告・届出・その他 () します。		総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者					<p>様式-3</p> <p style="text-align: center;">工 事 打 合 簿</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-1-7 第2項に基づく打合せ内容を下記のとおり確認する。</p> <p>工事名 工事 受注者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">発 議 者</td> <td style="width: 35%;">発注者・受注者</td> <td style="width: 15%;">発 議 年 月 日</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>発 議 事 項</td> <td colspan="3">指示・協議・通知・承諾・提出・報告・提示・その他 ()</td> </tr> <tr> <td>内 容 :</td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">処 理 ・ 回 答</td> <td style="text-align: center;">発注者</td> <td colspan="2">上記について 指示・承諾・協議・通知・受理・その他 () します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受注者</td> <td colspan="2">上記について 了解・協議・提出・報告・届出・その他 () します。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">総 括 監 督 員</td> <td style="width: 15%;">主 任 監 督 員</td> <td style="width: 15%;">現 場 代 理 人</td> <td style="width: 15%;">主 任 技 術 者</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	発 議 者	発注者・受注者	発 議 年 月 日	令和 年 月 日	発 議 事 項	指示・協議・通知・承諾・提出・報告・提示・その他 ()			内 容 :												処 理 ・ 回 答	発注者	上記について 指示・承諾・協議・通知・受理・その他 () します。		受注者	上記について 了解・協議・提出・報告・届出・その他 () します。		総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者					<p>平成を令和に修正 押印の廃止</p>
発 議 者	発注者・受注者	発 議 年 月 日	平成 年 月 日																																																																							
発 議 事 項	指示・協議・通知・承諾・提出・報告・提示・その他 ()																																																																									
内 容 :																																																																										
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について 指示・承諾・協議・通知・受理・その他 () します。																																																																								
	受注者	上記について 了解・協議・提出・報告・届出・その他 () します。																																																																								
総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者																																																																							
発 議 者	発注者・受注者	発 議 年 月 日	令和 年 月 日																																																																							
発 議 事 項	指示・協議・通知・承諾・提出・報告・提示・その他 ()																																																																									
内 容 :																																																																										
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について 指示・承諾・協議・通知・受理・その他 () します。																																																																								
	受注者	上記について 了解・協議・提出・報告・届出・その他 () します。																																																																								
総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者																																																																							

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	項目	【現行(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	【改定案(令和3年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和3年	改定理由																																																																
36	様式-4 履行状況報告書	<p>様式-4</p> <p style="text-align: center;">履 行 状 況 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-30に基づく履行状況を報告します。</p> <p>受注者 _____</p> <p>工事名 _____ 工事 _____</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">現場代理人 _____ 印</div> <p>(例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>契 約 工 期</th> <th colspan="3">平成 年4月1日～平成 年3月31日 (365日)</th> </tr> <tr> <th>月 別</th> <th>予定工程 (%) (変更)</th> <th>実施工程 (%)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>15</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>25</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>30</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>40 (35)</td><td>36</td><td>(平成 年9月末の出来高)</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受領者監督員名 _____ 印</p> <p>※1 履行状況報告は契約工期のほぼ中間に行うものとするが、監督員が指示した場合は指示した時期に報告する。 2 実施工程は前月までの出来高集計とする。</p>	契 約 工 期	平成 年4月1日～平成 年3月31日 (365日)			月 別	予定工程 (%) (変更)	実施工程 (%)	備 考	4	0	0		5	5	5		6	15	13		7	25	20		8	30	25		9	40 (35)	36	(平成 年9月末の出来高)	<p>様式-4</p> <p style="text-align: center;">履 行 状 況 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-31に基づく履行状況を報告します。</p> <p>受注者 _____</p> <p>工事名 _____ 工事 _____</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">現場代理人 _____</div> <p>(例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>契 約 工 期</th> <th colspan="3">令和 年4月1日～令和 年3月31日 (365日)</th> </tr> <tr> <th>月 別</th> <th>予定工程 (%) (変更)</th> <th>実施工程 (%)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>15</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>25</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>30</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>40 (35)</td><td>36</td><td>(令和 年9月末の出来高)</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受領者監督員名 _____</p> <p>※1 履行状況報告は契約工期のほぼ中間に行うものとするが、監督員が指示した場合は指示した時期に報告する。 2 実施工程は前月までの出来高集計とする。</p>	契 約 工 期	令和 年4月1日～令和 年3月31日 (365日)			月 別	予定工程 (%) (変更)	実施工程 (%)	備 考	4	0	0		5	5	5		6	15	13		7	25	20		8	30	25		9	40 (35)	36	(令和 年9月末の出来高)	<p>平成を令和に修正 押印の廃止</p>
契 約 工 期	平成 年4月1日～平成 年3月31日 (365日)																																																																			
月 別	予定工程 (%) (変更)	実施工程 (%)	備 考																																																																	
4	0	0																																																																		
5	5	5																																																																		
6	15	13																																																																		
7	25	20																																																																		
8	30	25																																																																		
9	40 (35)	36	(平成 年9月末の出来高)																																																																	
契 約 工 期	令和 年4月1日～令和 年3月31日 (365日)																																																																			
月 別	予定工程 (%) (変更)	実施工程 (%)	備 考																																																																	
4	0	0																																																																		
5	5	5																																																																		
6	15	13																																																																		
7	25	20																																																																		
8	30	25																																																																		
9	40 (35)	36	(令和 年9月末の出来高)																																																																	

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	項目	【現行(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	【改定案(令和3年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和3年	改定理由																																																		
37	様式-5 材料確認書(立会・机上)	<p>様式-5</p> <p>材料確認書(立会・机上)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-21に基づく検査(確認を含む)を願います。</p> <p>受注者 株式会社</p> <p>工事名 _____ 工事</p> <table border="1" data-bbox="439 724 1368 779"> <tr> <td>現場代理人</td> <td>印</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="439 835 1389 1142"> <thead> <tr> <th rowspan="2">① 材 料 名</th> <th rowspan="2">② 品 質、規 格</th> <th rowspan="2">③ 単 位</th> <th rowspan="2">④ 搬入 数量</th> <th colspan="2">⑤ 確 認 欄</th> <th rowspan="2">⑥ 備 考 (判 定)</th> </tr> <tr> <th>確認年月日</th> <th>確認方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) 圧延鋼材</td> <td>SM50A</td> <td>t</td> <td>15</td> <td>H9年9月10日</td> <td>ミルシート及び材 料試験</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>コンクリート ブロック</td> <td>1,000×1,000×500 控</td> <td>m²</td> <td>100</td> <td>H9年9月15日</td> <td>目視による検査 コンクリートの強 度の確認</td> <td>欠損ブロック 1個を不合格 とした</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について材料を検査し確認した。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>監督員名 _____</p> <p>※1 この確認は監督技術基準別表-1に定めた材料である。 2 ①、②、③、④は受注者が記入、⑤、⑥は監督員が記入する。</p>	現場代理人	印	① 材 料 名	② 品 質、規 格	③ 単 位	④ 搬入 数量	⑤ 確 認 欄		⑥ 備 考 (判 定)	確認年月日	確認方法	(例) 圧延鋼材	SM50A	t	15	H9年9月10日	ミルシート及び材 料試験	合格	コンクリート ブロック	1,000×1,000×500 控	m ²	100	H9年9月15日	目視による検査 コンクリートの強 度の確認	欠損ブロック 1個を不合格 とした	<p>様式-5</p> <p>材料確認書(立会・机上)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-22に基づく検査(確認を含む)を願います。</p> <p>受注者 株式会社</p> <p>工事名 _____ 工事</p> <table border="1" data-bbox="2131 709 2525 764"> <tr> <td>現場代理人</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1596 821 2546 1127"> <thead> <tr> <th rowspan="2">① 材 料 名</th> <th rowspan="2">② 品 質、規 格</th> <th rowspan="2">③ 単 位</th> <th rowspan="2">④ 搬入 数量</th> <th colspan="2">⑤ 確 認 欄</th> <th rowspan="2">⑥ 備 考 (判 定)</th> </tr> <tr> <th>確認年月日</th> <th>確認方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) 圧延鋼材</td> <td>SM50A</td> <td>t</td> <td>15</td> <td>H9年9月10日</td> <td>ミルシート及び材 料試験</td> <td>合格</td> </tr> <tr> <td>コンクリート ブロック</td> <td>1,000×1,000×500 控</td> <td>m²</td> <td>100</td> <td>H9年9月15日</td> <td>目視による検査 コンクリートの強 度の確認</td> <td>欠損ブロック 1個を不合格 とした</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について材料を検査し確認した。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>監督員名 _____</p> <p>※1 この確認は監督技術基準別表-1に定めた材料である。 2 ①、②、③、④は受注者が記入、⑤、⑥は監督員が記入する。</p>	現場代理人		① 材 料 名	② 品 質、規 格	③ 単 位	④ 搬入 数量	⑤ 確 認 欄		⑥ 備 考 (判 定)	確認年月日	確認方法	(例) 圧延鋼材	SM50A	t	15	H9年9月10日	ミルシート及び材 料試験	合格	コンクリート ブロック	1,000×1,000×500 控	m ²	100	H9年9月15日	目視による検査 コンクリートの強 度の確認	欠損ブロック 1個を不合格 とした	<p>平成を令和に修正 押印の廃止</p>
現場代理人	印																																																					
① 材 料 名	② 品 質、規 格	③ 単 位	④ 搬入 数量	⑤ 確 認 欄		⑥ 備 考 (判 定)																																																
				確認年月日	確認方法																																																	
(例) 圧延鋼材	SM50A	t	15	H9年9月10日	ミルシート及び材 料試験	合格																																																
コンクリート ブロック	1,000×1,000×500 控	m ²	100	H9年9月15日	目視による検査 コンクリートの強 度の確認	欠損ブロック 1個を不合格 とした																																																
現場代理人																																																						
① 材 料 名	② 品 質、規 格	③ 単 位	④ 搬入 数量	⑤ 確 認 欄		⑥ 備 考 (判 定)																																																
				確認年月日	確認方法																																																	
(例) 圧延鋼材	SM50A	t	15	H9年9月10日	ミルシート及び材 料試験	合格																																																
コンクリート ブロック	1,000×1,000×500 控	m ²	100	H9年9月15日	目視による検査 コンクリートの強 度の確認	欠損ブロック 1個を不合格 とした																																																

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	項目	【現行(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	【改定案(令和3年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和3年	改定理由																																						
39	様式-6 段階確認書(立会・机上)	<p>様式-6</p> <p>段階確認書(立会・机上)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-1-22に基づき検査(確認を含む)を願います。</p> <p>受注者 株式会社</p> <p>工事名 _____ 工事</p> <table border="1" data-bbox="1003 737 1406 789"> <tr> <td>現場代理人</td> <td>印</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="448 856 1427 1192"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>① 工 種</th> <th>② 細 別</th> <th>③ 確 認 時 期</th> <th>④ 確 認 項 目</th> <th>⑤ 記 事 (確 認 日 ・ そ の 他 指 示 事 項 等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">設計 図書 に 定 め た 工 種</td> <td>(例-1) 矢板工</td> <td>鋼矢板II型</td> <td>打ち込み時</td> <td>L=〇〇m T=〇〇mm</td> <td>〇月〇日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、写真をとること</td> </tr> <tr> <td>(例-2) 深礎工</td> <td>φ2,000mm</td> <td>掘削完了時</td> <td>支持地盤 深さ(長さ) 径</td> <td>〇月〇日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(X軸、Y軸)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について段階確認を実施し確認した。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>監督員名 _____ 印</p> <p>※①②③は、受注者が記入 ④⑤は、監督員が記入</p>	現場代理人	印	区分	① 工 種	② 細 別	③ 確 認 時 期	④ 確 認 項 目	⑤ 記 事 (確 認 日 ・ そ の 他 指 示 事 項 等)	設計 図書 に 定 め た 工 種	(例-1) 矢板工	鋼矢板II型	打ち込み時	L=〇〇m T=〇〇mm	〇月〇日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、写真をとること	(例-2) 深礎工	φ2,000mm	掘削完了時	支持地盤 深さ(長さ) 径	〇月〇日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(X軸、Y軸)	<p>様式-6</p> <p>段階確認書(立会・机上)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>標準仕様書第1編 1-1-1-23に基づき検査(確認を含む)を願います。</p> <p>受注者 株式会社</p> <p>工事名 _____ 工事</p> <table border="1" data-bbox="2160 722 2564 774"> <tr> <td>現場代理人</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1596 842 2594 1213"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>① 工 種</th> <th>② 細 別</th> <th>③ 確 認 時 期</th> <th>④ 確 認 項 目</th> <th>⑤ 記 事 (確 認 日 ・ そ の 他 指 示 事 項 等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">設計 図書 に 定 め た 工 種</td> <td>(例-1) 矢板工</td> <td>鋼矢板II型</td> <td>打ち込み時</td> <td>L=〇〇m T=〇〇mm</td> <td>〇月〇日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、写真をとること</td> </tr> <tr> <td>(例-2) 深礎工</td> <td>φ2,000mm</td> <td>掘削完了時</td> <td>支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量</td> <td>〇月〇日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(X軸、Y軸) を示す図を作成すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記について段階確認を実施し確認した。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>監督員名 _____</p> <p>※①②③は、受注者が記入 ④⑤は、監督員が記入</p>	現場代理人		区分	① 工 種	② 細 別	③ 確 認 時 期	④ 確 認 項 目	⑤ 記 事 (確 認 日 ・ そ の 他 指 示 事 項 等)	設計 図書 に 定 め た 工 種	(例-1) 矢板工	鋼矢板II型	打ち込み時	L=〇〇m T=〇〇mm	〇月〇日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、写真をとること	(例-2) 深礎工	φ2,000mm	掘削完了時	支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量	〇月〇日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(X軸、Y軸) を示す図を作成すること	<p>平成を令和に修正 押印の廃止</p>
現場代理人	印																																									
区分	① 工 種	② 細 別	③ 確 認 時 期	④ 確 認 項 目	⑤ 記 事 (確 認 日 ・ そ の 他 指 示 事 項 等)																																					
設計 図書 に 定 め た 工 種	(例-1) 矢板工	鋼矢板II型	打ち込み時	L=〇〇m T=〇〇mm	〇月〇日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、写真をとること																																					
	(例-2) 深礎工	φ2,000mm	掘削完了時	支持地盤 深さ(長さ) 径	〇月〇日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(X軸、Y軸)																																					
現場代理人																																										
区分	① 工 種	② 細 別	③ 確 認 時 期	④ 確 認 項 目	⑤ 記 事 (確 認 日 ・ そ の 他 指 示 事 項 等)																																					
設計 図書 に 定 め た 工 種	(例-1) 矢板工	鋼矢板II型	打ち込み時	L=〇〇m T=〇〇mm	〇月〇日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、写真をとること																																					
	(例-2) 深礎工	φ2,000mm	掘削完了時	支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量	〇月〇日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(X軸、Y軸) を示す図を作成すること																																					

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

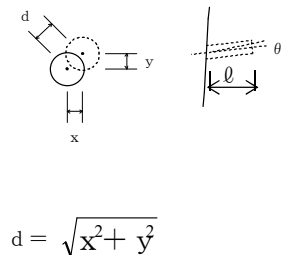
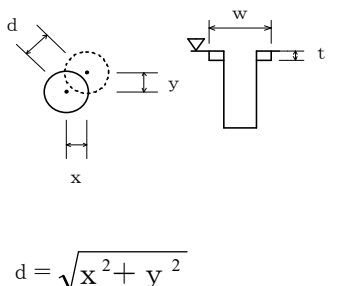
ページ	項目	【現行(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	【改定案(令和3年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和3年	改定理由																																																																								
39	様式-7 施工状況把握票	<p>様式-7</p> <p>(記入例)</p> <p style="text-align: center;">施 工 状 況 把 握 票</p> <p>工事名： ○ ○ 工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">把握年月日</th> <th style="width: 15%;">把握者氏名</th> <th style="width: 40%;">把握事項</th> <th style="width: 30%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> <td>P1：工法、溶接部、支持力、長さ</td> <td>支持・改善事項等</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	把握年月日	把握者氏名	把握事項	摘 要	平成 年 月 日		P1：工法、溶接部、支持力、長さ	支持・改善事項等																													<p>様式-7</p> <p>(記入例)</p> <p style="text-align: center;">施 工 状 況 把 握 票</p> <p>工事名： ○ ○ 工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">把握年月日</th> <th style="width: 15%;">把握者氏名</th> <th style="width: 40%;">把握事項</th> <th style="width: 30%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 年 月 日</td> <td></td> <td>P1：工法、溶接部、支持力、長さ</td> <td>支持・改善事項等</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	把握年月日	把握者氏名	把握事項	摘 要	令和 年 月 日		P1：工法、溶接部、支持力、長さ	支持・改善事項等																													<p>平成を令和に修正 押印の廃止</p>
把握年月日	把握者氏名	把握事項	摘 要																																																																									
平成 年 月 日		P1：工法、溶接部、支持力、長さ	支持・改善事項等																																																																									
把握年月日	把握者氏名	把握事項	摘 要																																																																									
令和 年 月 日		P1：工法、溶接部、支持力、長さ	支持・改善事項等																																																																									

新潟県土木工事標準仕様書(その3) 土木・建築工事監督要綱等 新旧対照表

ページ	項目	【現行(令和2年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和2年	【改定案(令和3年度)】 土木・建築工事監督要綱等 新潟県 令和3年	改定理由
43	目次	監督技術基準・施工管理関係資料	監督技術基準・施工管理関係資料	
		<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 生コンクリート標準配合表 (令和3年2月15日以降適用) 45</p> <p>2. 土木構造物に設置する銘板工設置構造物一覧について(通知) (平成26年2月20日技第1044号) 46</p> <p>3. 土木構造物における銘板工の取扱いについて(通知) (平成15年10月21日技第712号) 51</p> <p>4. アルカリ骨材反応抑制対策について 54</p> <p>5. 土木コンクリート構造物の品質確保における品質確認調査方法 61 別添様式-1 テストハンマーによる強度推定調査票 63 別添様式-2 ひび割れ調査票 69 (参考資料 平成13年3月29日 国官技第61号) 77</p> <p>6. 水張試験及び気密試験実施要領 81</p> <p>7. コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取扱いの一部改訂について(通知) (平成31年2月18日 技第1036号) 83</p> <p>8. コンクリート圧縮強度試験の実施機関について(通知) 86</p> <p>9. コンクリート単位水量測定器による生コンクリートの品質管理について(通知) (平成26年8月19日 技第1019号) 87</p> <p>10. 非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について(通知) (平成31年2月15日 技第1035号) 89</p> <p>11. デジタル工事写真の黒板情報電子化(電子黒板)について(通知) (平成29年6月26日 技第647号) 93</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 生コンクリート標準配合表 (令和4年2月15日以降適用) 45</p> <p>2. 土木構造物に設置する銘板工設置構造物一覧について(通知) (平成26年2月20日技第1044号) 46</p> <p>3. 土木構造物における銘板工の取扱いについて(通知) (平成15年10月21日技第712号) 51</p> <p>4. アルカリ骨材反応抑制対策について 54</p> <p>5. 土木コンクリート構造物の品質確保における品質確認調査方法 61 別添様式-1 テストハンマーによる強度推定調査票 63 別添様式-2 ひび割れ調査票 69 (参考資料 平成13年3月29日 国官技第61号) 74</p> <p>6. 水張試験及び気密試験実施要領 78</p> <p>7. コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取扱いの一部改訂について(通知) (平成31年2月18日 技第1036号) 80</p> <p>8. 土木建築材料試験事務取扱要領の改正について(通知) (平成31年2月18日 技第1037号) 83</p> <p>9. コンクリート圧縮強度試験の実施機関について(通知) 86</p> <p>10. コンクリート単位水量測定器による生コンクリートの品質管理について(通知) (平成26年8月19日 技第1019号) 87</p> <p>11. 非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について(通知) (平成31年2月15日 技第1035号) 89</p> <p>12. 異形ブロックの据付前の検査について(通知) (令和3年4月23日 技第1008号) 93</p> <p>13. デジタル工事写真の黒板情報電子化(電子黒板)について(通知) (平成29年6月26日 技第647号) 94</p> <p>14. コンクリート工の生産性向上に係るガイドラインの運用について(通知) (平成29年9月27日 技第408号) 98</p>	<p>「令和4年2月15日以降適用」に更新</p> <p>令和3年6月25日付け技第1022号通知の内容に更新</p> <p>新規追加</p> <p>新規追加</p> <p>新規追加</p>

別紙 1

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	6-3-7-4	
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 θ	±2.5度				
6 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	6-3-7-5	
						偏心量 d	組立式				150
							沈下式				L ≤ 10mの場合 150 L > 10mの場合 L * 1.5%以内 かつ500以内
						長さ L					-100
						巻立て幅 w					-50
						巻立て厚さ t					-30
6 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高 ∇	±50	全数測定。		6-3-9-6	
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内				

別紙2 別表-1 生コンクリート標準配合表

(令和4年2月15日以降適用)

単価コード	設計表示名称	仕様内訳(配合)							適用構造物	設計基準強度(σ _{ck}) N/mm ²	普通ポルトランドセメントの場合の単価コード
		コンクリートの種類による記号	呼び強度	スランプ又はスランブフロー (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類による記号	水セメント比 W/C (%)	セメント量 C (kg/m ³)			
T1631	18-8-25 (20) ^{注14} (高炉) w/c ≤ 65%	普通	18	8~18 ^{注11}	25 (20) ^{注14}	BB	65以下	[共通]	均しコンクリート	-	T1634
T1632	18-8-40 (高炉) w/c ≤ 65%	普通	18	8~15 ^{注11}	40	BB	65以下	[共通][砂防]	均しコンクリート、地すべり抑止鋼管杭中詰コンクリート	-	T1635
TZJ2012001	18-8-25 (20) ^{注14} (高炉) w/c ≤ 60%	普通	18	8~18 ^{注11}	25 (20) ^{注14}	BB	60以下	[共通][トンネル][河川・砂防][下水道]	管渠の巻立コンクリート、基礎コンクリート、側溝、集水溝、埋戻しコンクリート、ブロック積(張)の胴込・裏込コンクリート、トンネル(インバート)笠コンクリート、下水道構造物(無筋)	18	TZJ2010001
TZJ2012010	18-8-40 (高炉) w/c ≤ 60%	普通	18	8~15 ^{注11}	40	BB	60以下	[共通][道路][トンネル][河川・砂防][下水道]	擁壁(無筋)、管渠の巻立コンクリート、基礎コンクリート、側溝、集水溝、埋戻しコンクリート、橋台(無筋)、橋脚(無筋)、トンネル(インバート)笠コンクリート、下水道構造物(無筋)	18	TZJ2010036
TZJ2012008	18-5-40 (高炉) w/c ≤ 60%	普通	18	5~15 ^{注11}	40	BB	60以下	[河川・砂防]	砂防コンクリート(護岸工を除く)	18	-
T1643	21-8-25 (20) ^{注14} (高炉) w/c ≤ 60%	普通	21	8~18 ^{注11}	25 (20) ^{注14}	BB	60以下	[河川・砂防][海岸]	河川構造物(無筋)、練石積(張)の胴込・裏込コンクリート、海岸構造物(無筋)	21	-
T1644	21-8-40 (高炉) w/c ≤ 60%	普通	21	8~15 ^{注11}	40	BB	60以下	[河川・砂防][海岸]	河川構造物(無筋)、河川根固ブロック海岸構造物(無筋)、海岸消波根固ブロック(無筋)	21	-
TZJ2012002	21-8-25 (20) ^{注14} (高炉) w/c ≤ 55%	普通	21	8~18 ^{注11}	25 (20) ^{注14}	BB	55以下	[河川・砂防]	水密性・凍結融解抵抗性を要求する河川構造物(無筋) ^{注16}	21	TZJ2010009
TZJ2012019	21-8-40 (高炉) w/c ≤ 55%	普通	21	8~15 ^{注11}	40	BB	55以下	[河川・砂防]	水密性・凍結融解抵抗性を要求する河川構造物(無筋) ^{注16}	21	TZJ2010048
TZJ2012005	24-12-25 (20) ^{注14} (高炉) w/c ≤ 55%	普通	24	12~18 ^{注11}	25 (20) ^{注14}	BB	55以下	[共通][道路][河川・砂防][下水道]	擁壁(鉄筋)、側溝蓋、集水溝蓋、胸壁(ハレット)、ケソン橋台(鉄筋)、橋脚(鉄筋)、地覆、河川構造物(鉄筋)、下水道構造物(鉄筋)	24	TZJ2010018
T1642	24-12-40 (高炉) w/c ≤ 55%	普通	24	12~15 ^{注11}	40	BB	55以下	[共通][道路][河川・砂防][下水道]	擁壁(鉄筋)、側溝蓋、ケソン橋台(鉄筋)、橋脚(鉄筋)、地覆、河川構造物(鉄筋)、下水道構造物(鉄筋)	24(21)は深礎	TZJ2010059
T1653	30-12-25 (20) ^{注14} (高炉) w/c ≤ 50%	普通	30	12~18 ^{注11}	25 (20) ^{注14}	BB	50以下	[道路][海岸]	【塩害対策用】 ^{注17} 橋台(鉄筋)、橋脚(鉄筋)、地覆、擁壁(鉄筋)、側溝蓋	30	T1645
T1654	30-12-40 (高炉) w/c ≤ 50%	普通	30	12~15 ^{注11}	40	BB	50以下	[道路][海岸]	【塩害対策用】 ^{注17} 橋台(鉄筋)、橋脚(鉄筋)、地覆、擁壁(鉄筋)、側溝蓋	30	-
T1650	30-12-25 (20) ^{注14} (高炉) w/c ≤ 55%	普通	30	12~18 ^{注11}	25 (20) ^{注14}	BB	55以下	[道路]	消雪パイク埋戻	30	TZJ2010029
TZJ2012006	(30)-15-25 (20) ^{注14} (高炉) C ≥ 350kg w/c ≤ 55%	普通	(30) ^{注8}	15~21 ^{注11}	25 (20) ^{注14}	BB	55以下	[共通]	場所打ち杭(ベントリハース、アースドリル等)	24	-
T1630	(30)-15-40 (高炉) C ≥ 370kg w/c ≤ 50%	普通	(30) ^{注8}	15(18) ^{注11 注12}	40(25(20)) ^{注14・15}	BB	50以下	[海岸]	海洋コンクリート(無筋)(水中コンクリート)	-	-
TZJ2012040	(18)-15-40 (高炉) C ≥ 270kg w/c ≤ 60%	普通	(18) ^{注8}	15(18) ^{注11 注12}	40(25(20)) ^{注14・15}	BB	60以下	[トンネル]	トンネル(アーチ、側壁)	-	TZJ2010073
TZJ2010018	24-12-25 (20) ^{注14} (普通) w/c ≤ 55%	普通	24	12~18 ^{注11}	25 (20) ^{注14}	N	55以下	[道路]	PC橋・RC橋のスラブ桁の中詰、床版 ^{注7} 、RC中空床版 ^{注7}	24	-
T1656	30-12-25 (20) ^{注14} (早強) w/c ≤ 55%	普通	30	12~18 ^{注11}	25 (20) ^{注14}	H	55以下	[道路]	PC桁(横組)	30	-
TZJ2010029	30-12-25 (20) ^{注14} (普通) w/c ≤ 55%	普通	30	12~18 ^{注11}	25 (20) ^{注14}	N	55以下	[道路]	合成床版 ^{注7}	30	-
T1652	30-12-25 (20) ^{注14} (普通) w/c ≤ 50%	普通	30	12~18 ^{注11}	25 (20) ^{注14}	N	50以下	[道路]	【塩害対策用】 ^{注17} PC橋・RC橋のスラブ桁の中詰、床版 ^{注7} 、RC中空床版 ^{注7} 、合成床版 ^{注7}	30	-
T1651	30-12-25 (20) ^{注14} (早強) w/c ≤ 45%	普通	30	12~18 ^{注11}	25 (20) ^{注14}	H	45以下	[道路]	【塩害対策用】 ^{注17} PC桁(横組)	30	-
T1657	40-12-25 (20) ^{注14} (早強) (JIS同等品) w/c ≤ 55%	普通	40	18 ^{注12} ~21(45~60) ^{注11 注13}	25 (20) ^{注14}	H	55以下	[道路]	PC桁(T桁) ^{注7} 高性能AE減水剤等使用	40	-
T1655	40-12-25 (20) ^{注14} (早強) (JIS同等品) w/c ≤ 45%	普通	40	18 ^{注12} ~21(45~60) ^{注11 注13}	25 (20) ^{注14}	H	45以下	[道路]	【塩害対策用】 ^{注17} PC桁(箱桁・中空床版) ^{注7} 高性能AE減水剤等使用	40	-
TZJ2012027	曲げ4.5-2.5-40 (高炉) w/c ≤ 45%	舗装	曲げ4.5	2.5	40	BB	45以下	[道路]	コンクリート舗装	曲げ4.5	TZJ2010069
TZJ2012029	曲げ4.5-6.5-40 (高炉) w/c ≤ 45%	舗装	曲げ4.5	6.5	40	BB	45以下	[道路]	コンクリート舗装(簡易な舗設機械及び人力による舗設)	曲げ4.5	TZJ2010071

- 基本 1.用途については標準的なものを示したもので、構造物の目的、現場・施工条件等を考慮して水セメント比、スランプ等の配合を決定する。
- 2.コンクリートの配合は、原則として構造物の設計基準強度または要求性能上必要な水セメント比のいずれか厳しい条件で選定する。
- セメント 3.「セメントの種類による記号」とは次のとおりとする。【N:普通ポルトランドセメント、BB:高炉セメントB種、H:早強ポルトランドセメント】
- 4.セメントは、橋梁上部工に用いるコンクリートを除き、原則として高炉セメントB種を使用する。なお、海岸・砂防以外の用途では、確実なひび割れ対策が必要な場合、早期強度を必要とする場合や寒中コンクリートの場合等必要に応じて高炉セメントB種以外のセメントを使用出来る。
- 5.鋼橋のコンクリート床版では収縮に問題が無く、入念な養生を行うことで高炉セメントB種を使用することができる。
- 6.普通ポルトランドセメントを使用する場合は「セメントの種類による記号」欄のBBをNと読み替え、「普通ポルトランドセメント使用の場合の単価コード」欄の単価コードを使用する。
- 混和材(剤) 7.床版、合成床版、PC床版等で膨張材を使用する場合など、特殊な混和材(剤)を使用する場合は、別途考慮する。
- 強度 8.呼び強度は、早強ポルトランドセメント及び特殊な配合を使用する場合を除き材齢28日の供試体強度とし、圧縮強度試験は、JIS A 1108及びJIS A 1132、曲げ強度試験は、JIS A 1106及びJIS A 1132による。
- 9.呼び強度の()内は参考値である。
- 空気量 10.空気量は4.5%を標準とする。
- スランプ 11.コンクリートのスランプは「設計表示名称」欄の値を標準(鉄筋コンクリートのスランプは12cmを標準)とするが、「スランプ又はスランブフロー」欄に示す範囲で変更することができる。但し、スランプが12cmを超える場合は、平成29年9月27日付け技第408号「コンクリート工の生産性向上に係るガイドラインの運用について(通知)」に従うこと。
- 12.トンネル(アーチ、側壁)、海洋コンクリート(無筋)(水中コンクリート)で施工条件等により受発注間で協議を行い骨材最大寸法を25(20)mmとした場合、スランプを18cmとすることができる。
- 13.40-12-25(早強)について、施工条件等により受発注間で協議を行いスランブフロー45cm~60cmに変更することができる。
- 骨材 14.粗骨材規格欄の25(20)は、25mm砂利か、20mm砕石のいずれかを使用する生コンであることを示す。
- 15.トンネル(アーチ、側壁)、海洋コンクリート(無筋)(水中コンクリート)は、施工条件等により受発注間で協議を行い骨材最大寸法を25(20)mmとすることができる。
- 耐久性 16.水密性を要求する構造物は水槽・地下室等の構造物、凍結融解抵抗性を要求する構造物は連続してあるいはしばしば水で飽和される部材断面が20cm程度以下の構造物(地中の構造物を除く)とする。
- 17.塩害地域の橋梁等における耐久性に関する設計上の目標期間として100年を目安とする場合の水セメント比は、道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編(平成29年11月、社団法人日本道路協会)P186表一解6.2.1に示す水セメント比以下とする。
- 条件明示 18.注4、5、6、7、10、11、12、13、15、17で標準と異なる条件となる場合は、施工条件総括表に明示する。

